

こんな理由でボーナスカットとは！？

昨2011年期末手当において7名の組合員に対して不当にもボーナスが一部カットされました。本人にはカットされる何の理由もなく管理者にその理由を聞いてもハッキリ答えませんでした。1月20日、本人による苦情申告によって組合側と関西支社の間で苦情処理会議が開催されましたが、会社が回答した減額理由はどれも些細な理由であり納得出来る理由ではありません。こんな理由でカットされては安心して仕事に集中出来たものではありません。以下はその理由です。

(1) A組合員

- ①5月頃、新大阪駅にてパンタ上昇表示灯の確認を怠った。
- ②6月頃、退出点呼時、乗務報告書の記載に不備があった。
- ③7月頃、大一両における運転整備時、ハンドル投入後のATC信号動作表示灯等の確認を怠った。

(2) B組合員

- ①5月頃、退出点呼時、乗務報告書の記載に不備があった。
- ②9月頃、上り列車の米原駅から岐阜羽島駅間にて信号関係喚呼を怠った。
- ③9月頃、新大阪駅から引き上げ線にて発車までの時間確認喚呼を怠った。

(3) C組合員

- ①6月頃、新大阪駅における運転整備時パンタグラフ上昇前に電車線電圧と準備未了表示灯の確認を怠った。
- ②6月頃、退出点呼時 乗務報告書の実績報告記入欄への記入を怠った。
- ③8月頃、新大阪駅にてパンタ上昇前にVCBを誤投入し 適正に指令報告をしなかった。

(4) D組合員

- ①5月頃、名古屋電留線にて地上信号機の背面を通過したにも関わらず停止位置確認喚呼を怠った。
- ②5月頃、乗務点呼時、徐行ノッチ制限表の訂正に不備があった。
- ③6月頃、退出点呼時 乗務報告書の記載に不備があった。

(5) E組合員

- ①6月頃、新大阪駅から引き上げ線にて新大阪駅発車時、入れ換え4原則で携帯時計による時刻確認を怠った。
- ②6月頃、退出点呼時 乗務報告書の記載に不備があった。
- ③8月頃、引き上げ線の運転整備時 列番設定を怠った。

(6) F組合員

- ①7月頃、引き上げ線から新大阪駅にて速度超過した。
- ②7月頃、引き上げ線にてハンドル抜き取り時、BC圧の確認喚呼を誤った。
- ③8月頃、乗務点呼時徐行ノッチ制限表の訂正に不備があった。

(7) G組合員

- ①4月頃、退出点呼時 乗務報告書の記載に不備があった。
- ②4月頃、新大阪駅から引き上げ線にて引き上げ到着時刻の採時を誤った。
- ③4月頃、新大阪駅から引き上げ線における入れ換え4原則確認時、戸じめ点の指押し確認を怠った。